



# ひだまり便り

第57号〈平成30年1月号〉  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ…<http://www.hidamari.or.jp>

## 理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

会員の皆様明けましておめでとうございます。皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げるとともに本年もよろしくお祈りいたします。

昨年も世の中を騒然とさせる話題に事欠きませんでした。多くの事例は人が間違えて起こしたのではなく、不正を認識しても正せなかった、周りの流れに引きずられ問題を一層大きくしているように感じました。大きなことは言えませんが組織のトップが普段から、人に聞かれてきちんと答えられないようなことはしない姿勢を示すことに尽きるのでしょうか。



## 今年度第1回ひだまり勉強会開催

平成29年9月9日(土)千葉県出前講座「千葉県成年後見支援センターの取組みについて」をテーマに、千葉県成年後見支援センター所長 佐藤正幸氏を講師にお迎えし、長沼原勤労市民プラザで開催しました。

参加された皆様にも千葉県成年後見支援センターの現状や事業内容への理解が深まったと好評でした。支援センターの行う成年後見制度に関する事業及び日常生活自立支援事業との対比が明確になり、支援センターへの関心が高まったことは今回の勉強会の成果でした。

(参考資料:配布資料及び社協ホームページ)

### 1.ハートフル千葉 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会(社協)

社協は「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」との願いをかなえるために設置された民間の福祉団体で、千葉市はハーモニープラザ3階に本部があります。各地社協は全国の自治体に設置され、平成12年施行の社会福祉法第109条で団体の明確化が図られています。

### 2.千葉市成年後見支援センター

社協の組織の一部門であり、成年後見制度に関する事業と日常生活支援事業を受け持っています。

#### ■ 成年後見制度に関する事業 ■

① 制度の利用に関する相談、家庭裁判所への申立て手続き相談など

② 制度の普及・啓発

市民向け講習会の開催や勉強会(出前講座)への講師派遣

③ 市民後見人の養成

社協は平成22年から市民後見人養成研修を実施し、平成29年7月末現在で計154名が研修を終了し、そのうち24名が市民後見人として家裁から選任されています。

④ 成年後見人等の受任(成年後見人等は家裁が選任します)

家庭裁判所の審判に基づき法人として受任。

千葉市社協は平成 19 年に初めて成年後見人を受任し、市民後見人養成研修修了者は社協の法人後見業務の補助を担っています。平成 28 年 3 月以降は家裁から権限付与されて市民後見人として身上監護を受け持ち、社協は主に財産管理を担当しています。

最新の受任状況(平成 29 年 8 月現在)は 23 件受任。内訳は認知症高齢者 10 件、知的障がい者 11 件、精神障がい者 2 件。類型は後見 20 件、保佐 3 件、補助 0 件です。

受任形態は複数後見が 11 件と比較的多く、複数の内訳は市民後見人 7 人、親族 3 人、その他 1 人です。 (注)複数とは社協法人後見+市民後見人などを示します。

## ■ 日常生活自立支援事業 ■(社協以外で行っていない事業)

前提として社協との契約を行うこと、及び契約内容を理解できること、即ち一定の判断能力があり高齢や障害のため日常生活に支障を生じている人が対象です。

事業は次の①～③で、成年後見制度に比べ支援の範囲は限られますが、本人が一人で行うには不安が出てきた場合に社協がお手伝いする(援助)、本人が主体となるものです。

### ①福祉サービス利用援助

- ・福祉サービス関係の情報提供や助言
- ・福祉サービス利用開始や止める時の助言
- ・苦情申し出時の手伝い

### ②財産管理サービス(日常の金銭管理サービス)

- ・税金、社会保険料、各種利用料などの払い込み
- ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し・預入れ・口座引落とし手続き

### ③財産保全サービス(書類等の預かりサービス)

- ・預貯金通帳、年金証書類、実印など(財産管理の方法は本人が決めます・貴金属、株券などは預かれませんが)



千葉市社協で本事業を契約している人は平成 28 年度末で総計 174 件、高齢者 103 件、知的障がい者 11 件、精神障がい者 37 件、その他 23 件です。

### \*利用するには(千葉市民であることが条件です)

- (1) 社協(支援センター)に相談 - - 何時でも。先ず相談を。
- (2) 訪問調査 2 回 - - 随時(要調整)
- (3) 契約締結審査会 - - 毎月初め(契約内容を法律や福祉などの専門家が審査)
- (4) 契約 - - 支援計画書、契約書
- (5) サービス提供 - - 相談から提供まで約 2 か月

### \*対応できないこと

- ・浪費に対する制限(助言のみ)
- ・実際の介護、買い物、掃除など
- ・キャッシュカードによる預貯金出し入れ
- ・財産運用や確定申告などの税務

### \*実施体制(平成 29 年 8 月現在)

- ・専門員 5 名 相談受付と調査、計画作成と訪問による評価、支援員の援助
- ・生活支援員 43 名 民生委員経験者や市民後見人養成研修修了者

### \*費用(千葉市の場合)

- ・年会費 3,600 円
- ・財産保全サービス 3000 円/年
- ・福祉サービス利用及び財産管理サービス 30 分まで 500 円、以降 500 円/30 分



日常生活支援事業は、千葉市以外の他市町村の社協でもサービスを実施していますので、利用に際しては、地元の社協さんにご相談ください。